

【保存版】子ども会安全共済会 加入手続について

2025（令和7）年4月 福岡市子ども会育成連合会 安全部

- 加入手続きはネット加入、書面加入の何れかが選択できます。
- ネット加入の手続きは、全子連ウェブサイトのマニュアル類をあわせてご覧ください。
 - ◆ 単位子ども会用マニュアル（◇加入編、◇変更編、◇更新編）
 - ◆ 校区子ども会用マニュアル（◇取扱マニュアル）
- 共済様式やマニュアル類にある「市区町村等子連」や「市子連」は校区子連に、「都道府県・政令指定都市子連」や「県子連」は福岡市子連に読み替えてください。



全子連ネット加入ウェブサイト

〔1〕 共済加入申し込みの書類（年度初め）

→ 下記の書類①～⑤を揃えて、5月末日までに必ず届くよう、市子連に郵送又は持参してください。市子連会費（人数×200円）も、同日までに着金するように振り込んでください。市子連に書類を持参する場合に限り、会費の持参も受け付けます。

作成	書面加入	ネット加入（導入校区の場合）
校区	①<共済様式>02 共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書	
単位	②<共済様式>03加入申込書 ③<共済様式>04加入者名簿2（20名超） ④<共済様式>05令和7年度<年間行事計画書>（いずれも3枚複写様式）	⑤<共済様式>06共済掛金等報告書 ※ 加入者情報、行事計画の入力は、単位子ども会用マニュアルをご覧ください。 新年度からネット加入を開始 ⇒ ◇ 加入編 旧年度からネット加入を継続 ⇒ ◇ 更新編

〔2〕 事故が発生した時の書類

→ 事故発生日からその日を含め30日以内に、市子連にFAXかメールで送信して、確認を受けてください。（裏面の留意事項を参照）
⑥の原本は、共済金請求書類の送付時に、あわせて送ってください。

⑥<共済様式>20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

〔3〕 共済金を請求する時の書類（けが、病気）

→ 平常の生活ができるようになった日、または事故発生日からその日を含め180日を経過した日の何れか早い日から60日以内に、下記の書類⑥～⑩を揃えて、市子連に郵送または持参してください。

⑥<共済様式>20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

⑦<共済様式>21 <医療共済金>請求書兼事故証明書

⑧<共済様式>22 個人情報の取扱いについての同意書

※ 添付書類 ◆ 病院、調剤薬局等の領収書をA4用紙に直接コピー、または写しを貼り付けたもの。

〔 福岡市が行う医療費助成等で、支払いが発生しない場合でも
保険点数が記載された「診療明細書」の写しで請求できます。 〕

◆ 年間行事計画書（コピー）及び行事のおたよりなど

⑨<共済様式>23 医療報告書（前項の領収書がない場合のみ添付してください。費用は請求者負担です）

⑩<共済様式>24 柔道整復施術報告書（整骨院等を受診の場合で費用が無料の場合に添付してください。有料の場合は、柔道整復師に無償で交付が義務付けられている「領収証」を添付してください）

（裏面に続く） 2025.02.23版

〔4〕 年度途中の追加・変更書類

㉑ 会員の追加加入

作成	書面加入	ネット加入（校区導入の場合）
校区	⑪<共済様式>02 共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書	
単位	⑫<共済様式>03加入申込書 ◆ ⑫を市子連にFAXかメールで送信して確認を受けた後、校区で⑪を作成して提出してください。 ◆ 確認を受けた翌日0時から有効です。 ◆ ⑪と⑫の原本、市子連会費は区定例会、または市子連に纏めて持参してください。 ※ 会費は、市銀行口座への直接振込を開始予定です。詳しくは5月以降にご案内します	⑬<共済様式06>共済掛金等報告書 ◆ ネット上から、加入者情報を入力し、⑬を作成して校区に提出します。その後、校区で⑪を作成して、⑬とともに市子連へ提出してください。 ※ 加入者情報の入力については『単位子ども会マニュアル変更編』P9をご覧ください。 ◆ ⑪と⑬、市子連会費は区定例会、または市子連にまとめて持参してください。

㉒ 行事の追加、名称の変更（実施予定日・会場・参加予定人数の変更は手続き不要）

作成	書面加入	ネット加入（校区導入の場合）
単位	⑭<共済様式>05令和7年度<年間行事計画書> ◆ 年度当初の行事計画書に雲型や矢印で追加、変更を明示後、市子連にFAXかメールで送信して確認を受けてください。 ◆ 行事実施の7日前までに、市子連の確認を受けないと、有効になりません。 ◆ ⑭の原本は、提出の必要なし。上記の確認を受ければ終了です。	書類の提出は無し。 ◆ ネット上から、行事実施の前日までに、行事内容を入力して下さい。当日以降の追加、変更はできません。 ※ 行事の入力については『単位子ども会マニュアル変更編』P12,13をご覧ください。

㉓ 会員の転入、名簿の訂正・名簿の変更・訂正、代表者の変更

→ 書類作成後、市子連に郵送または持参してください。

不明な点は、市子連に問い合わせてください。

※ <共済様式>07,08,09変更届 様式、記入例にこちらから →



全子連
共済様式
ウェブサイト

〔留意事項〕市子連に書類を送信する場合の注意点（㉑・⑫・⑭の場合）

- ◆ FAXの場合 送信後、市子連に電話かメールをして確認を受けます。
メールの場合、市子連からの返信メールを持って確認を受けたこととなります。返信がない場合は、届いていない可能性がありますので、ありますので、必ず電話で問い合わせして下さい。
なお、FAXの送付状（鑑文）は必要ありません。
- ◆ メールの場合 添付ファイル(PDF)で送信後、市子連からの返信メールを確認してください。返信がない場合は、必ず電話で問い合わせして下さい

〔連絡先〕 福岡市子ども会育成連合会 事務局
住所 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
博多区役所庁舎9F
TEL 092-402-1695
FAX 092-402-1696
(月～金曜日 9時～12時,13時～17時)
e-mail fukuokashi@kodomo-kai.or.jp



加入説明資料やよくある質問は、
福岡市子ども会のウェブサイト
に掲載しています。